

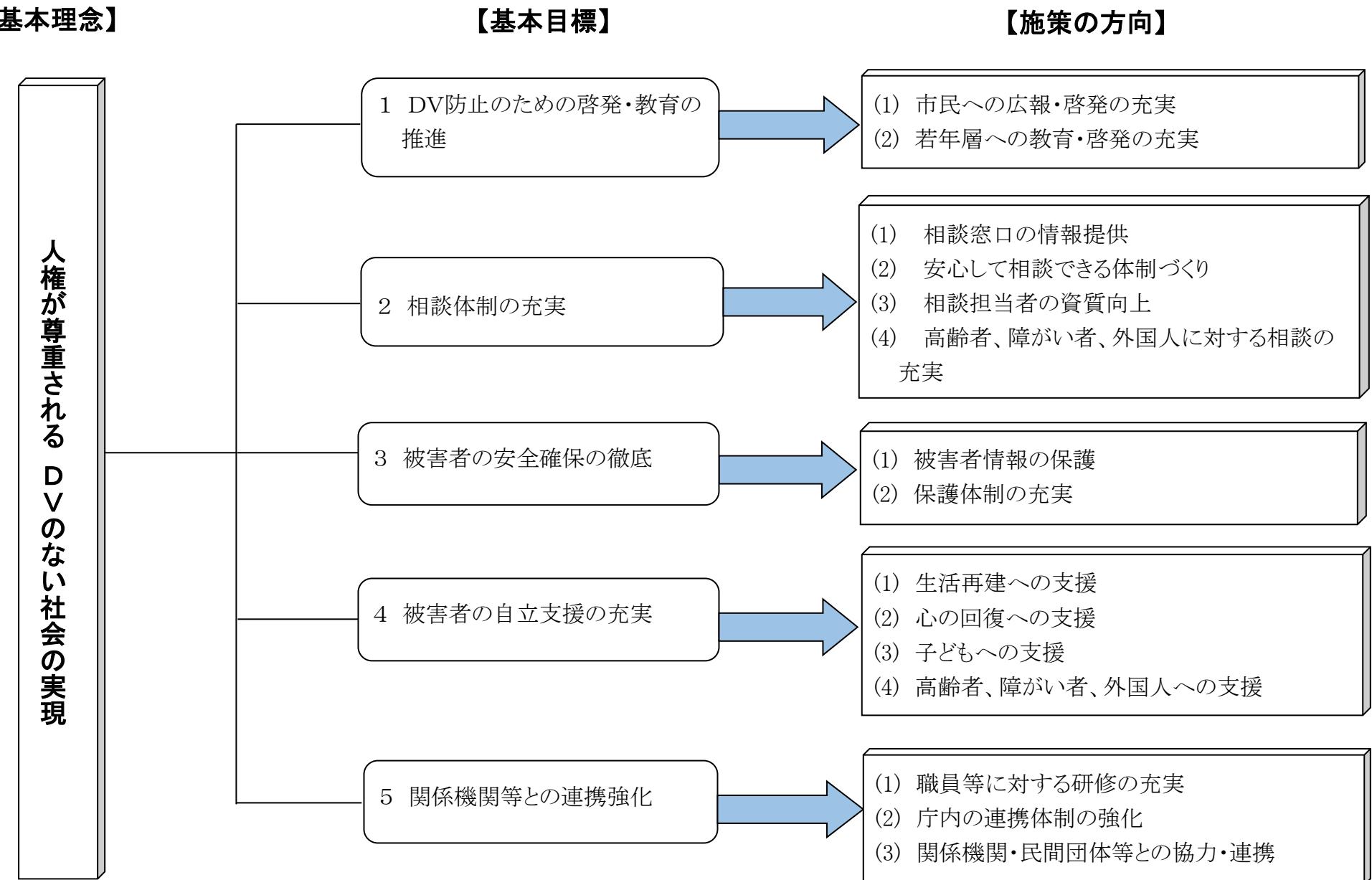
第3次春日井市DV対策基本計画の実施状況

—令和2年度事業実績・令和3年度事業予定—

目 次

	ページ
第3次春日井市DV対策基本計画施策の体系	1
基本目標1 DV防止のための啓発・教育の推進	
(1) 市民への広報・啓発の充実	3
(2) 若年層への教育・啓発の充実	3
基本目標2 相談体制の充実	
(1) 相談窓口の情報提供	4
(2) 安心して相談できる体制づくり	5
(3) 相談担当者の資質向上	5
(4) 高齢者、障がい者、外国人に対する相談の充実	6
基本目標3 被害者の安全確保の徹底	
(1) 被害者情報の保護	7
(2) 保護体制の充実	9
基本目標4 被害者の自立支援の充実	
(1) 生活再建への支援	11
(2) 心の回復への支援	13
(3) 子どもへの支援	13
(4) 高齢者、障がい者、外国人への支援	14
基本目標5 関係機関等との連携強化	
(1) 職員等に対する研修の充実	15
(2) 庁内の連携体制の強化	15
(3) 関係機関・民間団体等との協力・連携	16

1 第3次春日井市DV対策基本計画施策の体系



基本目標1 DV防止のための啓発・教育の推進

目標	施策	事業内容	令和2年度事業の実績	令和3年度事業予定 (内容・方向性)	担当課
1	1 市民への広報・啓発の充実	1 広報、ホームページ等を活用したさらなる啓発 DV防止に向け、広報春日井を活用した啓発や、ホームページの充実に努めます。また、男女共同参画情報紙「はるか」やDV防止リーフレットを公共施設、商業施設などの目に触れやすい場所に設置し、さらなる啓発を行います。	【啓発】 ・男女共同参画情報紙「はるか」に相談窓口等の案内を表示 規格:A4、4ページ 部数:各 14,000部 配布先:市内公共施設、大学、高校、市内医療機関(産婦人科、市内小児科)、市内農協支店、公私立保育園・私立幼稚園年長児、町内会回覧など ・パネル展示 ・図書資料のPRコーナーの設置	事業継続	男女共同参画課
	2 DVに関する正しい理解と認識を図るための機会の提供	① 市民がDVに関する正しい理解と認識を得られるよう、講演や講座等の啓発事業を実施し、支援に関わる人材養成に努めます。 ② DV被害者を発見しやすい立場にある民生委員・児童委員や医療関係者等に対して、DVに関する正しい知識とその危険性など適切な情報提供を行い、被害者を早期発見し、相談窓口につなげるよう協力を呼びかけます。	【講座の開催】 ・DV防止啓発講座 1回 テーマ 「喧嘩とDVの違い、わかりますか」 実施日 3月12日(金) 受講者 5名 【情報提供】 ・市内の医療機関等にDV啓発カードを配布	事業継続	男女共同参画課
	3 DV防止運動の実施	啓発強化期間を設け、公共施設等でパネル展示やDV防止啓発カード等の配布を行います。また街頭などで、幅広い年代の人に向けてあらゆる暴力をなくすための運動を行います。	【強化期間における啓発】 ・市内公共施設等でパネル展示 ・市職員へパープルリボン着用依頼 ・レディヤンかすがいにおいてパープルライトアップを実施 ・ママの文化祭、レディヤンかすがいにおいてパープルリボンで装飾したクリスマスツリーを設置	事業継続	男女共同参画課
2 若年層への教育・啓発の充実	4 学校における人権や男女平等についての教育の充実	小中学校において、人権週間や道徳の時間などを通じ、人権尊重の意識を高める教育を進めます。	【人権教室の開催】 (中止) 【小中学校での教育】 ・人権に関する学習(授業、講話、講演等) ・人権尊重の意識高揚(作品募集等) ・人権に関する作品募集への応募 ・教育相談活動や児童生徒アンケートの活用 ・カウンセラー・SSWの有効活用 ・生命の安全教育(性被害防止)	事業継続	広報広聴課 事業継続
					学校教育課

目標	施策	事業内容	令和2年度事業の実績	令和3年度事業予定 (内容・方向性)	担当課
1	2 若年層への教育・啓発の充実	① 早い段階から加害者にも被害者にもならないために、交際相手からの暴力問題も含めたDVセミナーを開催します。	【DVセミナーの開催】 ・実施日 11月13日(金) 受講者 春日井高等学校定時制 73名 講師 男女共同参画課職員	事業継続	男女共同参画課
		② デートDV防止パンフレットを配布し、DVを未然に防止するための啓発に取り組みます。	【デートDV防止パンフレットの配布】 ・市内高等学校1年生へ2,825部	事業継続	男女共同参画課
		③ SNSなどを利用した暴力被害にあわないために、チラシ等で周知を図るとともに、相談窓口の情報提供を行います。	【チラシの配布】 ・「SNSなどを利用した暴力被害にあわないため」チラシをデートDV防止パンフレットと共に配布。 ・市内高等学校1年生へ2,825部	事業継続	男女共同参画課

基本目標2 相談体制の充実

目標	施策	事業内容	令和2年度事業の実績	令和3年度事業予定 (内容・方向性)	担当課
2	1 相談窓口の情報提供	① 相談窓口の情報を掲載した啓発カードやパンフレット等の配布場所を拡大し、被害が深刻になる前に相談できるよう相談窓口の周知に努めます。	【相談窓口の情報提供】 ・相談窓口の情報を掲載した携帯カード、パンフレットの配布により周知 「ひとりで悩まず相談してください」(カード) 「パートナーとの関係に悩んでいるあなたへ」(リーフレット) 「女性のための各種相談のご案内」(リーフレット) 「デートDVってなに?」(パンフレット) 「SNSなどを利用した暴力被害にあわないため」(チラシ) (配布先) 市内公共施設、銀行、市内医療機関(産婦人科)、大学、高校、中学校、幼稚園、保育園、スーパー、市内警察署、郵便局、ハローワークなど ・男女共同参画情報紙「はるか」の発行 1-1-1参照 ・DV防止運動の実施 1-1-3参照	事業継続	男女共同参画課
	6 相談窓口の周知	② 外国人に相談窓口の情報提供をするため、外国語版啓発資料を作成し、配布します。	【外国語資料の作成】 ・外国語版啓発資料を市内公民館等に設置。日本語、英語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、ポルトガル語、中国語	事業継続	男女共同参画課

目標	施策	事業内容	令和2年度事業の実績	令和3年度事業予定 (内容・方向性)	担当課
2	安心して相談できる体制づくり	7 電話、面接、オンライン相談の充実	<p>① 被害者が安心して相談できるよう、秘密の保持や個人情報の管理を徹底します。また、相談窓口の安全を確保します。</p> <p>【情報の保管】 • 相談記録が外部に漏れることがないよう、鍵のかかるキャビネットに保管 DV相談(面接・電話)618件 (内オンライン相談27件) 火～日曜日 9:00～12:00 13:00～17:00 オンラインDVほっと相談 24時間受付 女性の悩み相談(面接・電話)661件 (内DV 4件) 火～金曜日 13:00～16:30 女性のための法律相談(面接)115件 (内DV 0件) 第1～4土曜日 10:00～12:00</p>	事業継続	男女共同参画課
			<p>② 休日、夜間の相談に対応するため、警察との一層の連携を図ります。</p> <p>【警察との連携】 • DV対策関係機関連絡会議にて、連絡を密にし情報を共有することを確認(書面開催)</p>	事業継続	男女共同参画課
			<p>③ 女性被害者の安全等に配慮しつつ、男性が抱えるさまざまな問題の解決に向け、男性に対する相談体制を整えます。</p> <p>【男性からの相談への対応】 • 愛知県の「男性DV被害者ホットライン」(平成30年10月開設)を案内 • ホームページに「男性DV被害者ホットライン」のリンクを掲載</p>	愛知県の相談窓口につなげていく。 面接相談については、相談員の体制を整える必要があるため、今後継続して検討する。	男女共同参画課
		8 苦情に対する適切な対応	<p>相談・支援に係る職員の対応等に関して苦情が寄せられた場合、関係各課で情報を共有し、被害者の立場に立った適切な対応に努めます。</p> <p>【苦情への対応】 • 苦情等については、特になし</p>	事業継続	男女共同参画課
3	相談担当者の資質向上	9 相談担当者への支援の充実	<p>① 複雑・多様化する相談に適切に対応できるよう、事例検討会やスーパービジョンの実施により、相談担当者の資質向上に努めます。</p> <p>【相談員研修の実施】 • 実施日:3月16日(火) • テーマ 認知症の疑いのある相談者への対応と春日井市の認知症支援 • 講師 地域包括支援センター職員、市職員</p>	事業継続	男女共同参画課
			<p>② 相談担当者がひとりで問題を抱え込まないよう、バックアップ体制を整備し、二次受傷を防ぐためにもメンタルヘルスケアの充実に努めます。</p> <p>【相談員のメンタルヘルスケア】 • 相談担当者がひとりで問題を抱え込まないよう、情報を共有し、複数人でケースを検討できるよう組織的に対応 • 相談員研修の実施 2-3-9①参照</p>	事業継続	男女共同参画課

目標	施策	事業内容	令和2年度事業の実績	令和3年度事業予定 (内容・方向性)	担当課	
2	③ 相談担当者の資質向上	10 研修への派遣	的確な相談・関係機関への案内等の支援ができるよう他機関等が実施する研修へ相談担当者を派遣し、相談対応力の向上を図ります。	【研修への参加】 ・市町村女性問題相談員窓口担当者実務研修 実施日 9月7日(月) 場所 ウィルあいち	事業継続	男女共同参画課
4	高齢者、障がい者、外国人に対する相談の充実	11 高齢者、障がい者の相談	① 地域包括支援センター、障がい者生活支援センターとの連携による適切な対応を行います。	【地域包括支援センター、障がい者生活支援センターとの連携】 ・相談の必要に応じて連携 【地域包括支援センターとの連携】 ・地域包括支援センターが相談窓口となり、必要機関に情報提供やサービスを案内 ・総合相談件数 30,793件	事業継続	男女共同参画課
			② 手話通訳者の確保等により、被害者との意思疎通を図ります。	【障害者生活支援センターとの連携】 ・春日苑障がい者生活支援センター ・障がい者生活支援センターかすがい ・障がい者生活支援センターJHNまる ・障がい者生活支援センターあつとわん ・基幹相談支援センターしゃきょう ・相談件数 8,674件 【手話通訳者の依頼】 ・相談者が手話通訳を必要とした際は、手話通訳者を依頼 ・令和2年度 実績なし	事業継続	障がい福祉課
				【手話通訳者の依頼】 ・聴覚障がい者や音声・言語障がい者の意思疎通を支援するために、手話通訳者の設置及び派遣を実施	事業継続	障がい福祉課
		12 外国人の相談	相談時の通訳者の派遣や外国語パンフレットによる情報提供により、相談体制の充実を図ります。	【外国人相談者への対応】 ・愛知県が作成した外国語によるDV防止啓発カードを、相談窓口及び国際交流ルーム窓口に設置(英語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・中国語・タガログ語・タイ語・日本語) ・相談者が通訳を必要とした際、通訳を依頼 ・外国語版啓発資料配布 2-1-6②参照 【外国人相談者への対応】 ・通訳ボランティア派遣件数:10件(うち、DV相談関係:0件) ・国や春日井市男女共同参画課から寄せられた多言語に翻訳されたDV相談に係るパンフレットを国際交流ルームへ配架し、情報提供	事業継続	男女共同参画課
					事業継続	市民活動支援センター

基本目標3 被害者の安全確保の徹底

目標	施策	事業内容	令和2年度事業の実績	令和3年度事業予定 (内容・方向性)	担当課
3	1 被害者情報の保護	13 住民基本台帳事務に係る支援措置の実施	<p>住民基本台帳の閲覧等の制限を実施します。また、住民基本台帳に基づいて事務処理を行う部署と連携を図ります。</p> <p>【支援措置情報の共有】 ・選挙管理委員会及び関係各課に対し、支援措置申出者のリストを情報提供し、情報管理の徹底を周知 ・関係各課に対し、住登外者のリストを情報提供し、情報管理の徹底を周知</p> <p>【支援措置の実施と情報の共有】 ・支援措置管理システムを活用し、住民票の写し等の交付、閲覧制限を実施 ・支援措置システムを活用することにより、住民基本台帳に基づいて事務処理を行う部署にも支援措置の有無が判別できるよう情報を提供</p>	事業継続	男女共同参画課
	14 被害者に関する情報管理の徹底	① 被害者及び同伴家族の個人情報の保護を徹底し、情報漏えいすることができないよう、適切に管理します。	<p>【情報管理の徹底】 ・被害者の個人情報が漏えいすることができないよう、厳重に管理（記録について鍵付きのキャビネットに保管をするなど） ・配偶者からの暴力に係る被害者等の個人情報の取扱いについて、庁内に通知し、厳重に管理するよう職員に周知を徹底 ・第5部(DV被害者支援)研修(中止)</p> <p>【情報管理の徹底】 ・個人情報等の保護は、インターネットにつながるような状態での保存をしないことで徹底</p> <p>【情報管理の徹底】 ・被害者及び同伴家族に係る諸証明を原則として本人以外の者には交付しない ・被害者等に関する資料は専用のファイルに綴り、施錠できるキャビネットに保管するなど適切に管理</p>	事業継続	男女共同参画課
				事業継続	広報広聴課
				事業継続	市民課

目標	施策	事業内容	令和2年度事業の実績	令和3年度事業予定 (内容・方向性)	担当課
3.1	被害者情報の保護	14 被害者に関する情報管理の徹底	<p>① 被害者及び同伴家族の個人情報の保護を徹底し、情報漏えいすることができないよう、適切に管理します。</p> <p>【情報管理の徹底】 ・該当者の情報にポップアップで注意を表示させ、情報漏えいを防止 ※令和2年度実績 2件</p> <p>【情報管理の徹底】 ・DVに関する書類の取り扱いがなかった。</p> <p>【情報管理の徹底】 ・個人情報の保護を徹底し、適切に管理を行った。</p> <p>【情報管理の徹底】 ・被害者の個人情報の保護を徹底し、情報漏えいすることができないよう、適切に管理</p> <p>【情報管理の徹底】 ・DV被害による被害者には、住民基本台帳の閲覧制限等の申し出を行うよう助言</p> <p>【情報管理の徹底】 ・DV被害者等の個人情報の保護を徹底し、情報漏えい等防止</p> <p>【情報管理の徹底】 ・加害者や第三者からの問い合わせについては個人情報の保護を徹底し、情報の漏洩がないよう適切に管理</p> <p>【情報管理の徹底】 ・DV被害者はもとより、入居者の個人情報が漏洩しないよう、ファイル等の管理を徹底</p> <p>【情報管理の徹底】 ・住民基本台帳の閲覧等の制限がある被害者の情報管理の徹底と、関係各課との連携 ・学校と情報を共有する際は、校長または教頭へ直接伝達、転校による書類の受け渡しを、被害者の意向に基づき他市町村の教育委員会と連携して慎重に実施(本来学校間で行う処理を、必要に応じて教育委員会間で実施) ・教育委員会間での関係書類の授受の際は、書類や記録を作成または收受後、速やかにファイルへ綴じ、鍵付きのキャビネットで保管</p> <p>【情報管理を徹底】 ・選挙人名簿抄本の閲覧において、支援対象者情報を削除して閲覧に供している。</p> <p>【情報管理の徹底】 ・住民基本台帳の閲覧等の制限では対応できない春日井市外に住民登録のある被害者で、春日井市に固定資産を所有する者について、固定資産税等証明の発行制限を実施</p>	事業継続	保険医療年金課
				事業継続	健康増進課
				事業継続	地域福祉課
				事業継続	障がい福祉課
				事業継続	生活支援課
				事業継続	子ども政策課
				事業継続	保育課
				事業継続	住宅政策課
				事業継続	学校教育課
				事業継続	総務課
				事業継続	資産税課

目標	施策	事業内容	令和2年度事業の実績	令和3年度事業予定 (内容・方向性)	担当課
3.1 被害者情報の保護	14 被害者に関する情報管理の徹底	① 被害者及び同伴家族の個人情報の保護を徹底し、情報漏えいする事がないよう、適切に管理します。	【情報管理の徹底】 <ul style="list-style-type: none">DV被害者の所得証明書等を発行する際は、市民課の支援措置により即時発行出来ないようにシステム上制御されているため市民課へ連絡の上、発行している。また、本人以外の者から申請があった際は、複数の職員で相談の上、発行の可否を判断市民税・県民税の通知書を送付する際、DV被害者については、給与からの特別徴収(給与天引き、事業所を経由して通知書が送付される)の人であっても、場合によっては普通徴収(個人納付。本人宛に通知書が送付される)へ切り替える等対応 (例:給与支払者がDV被害者と同姓の個人事業主や家族経営の事業所等である場合など、DV加害者である可能性が考えられる場合に実施)	事業継続	市民税課
			【情報管理の徹底】 <ul style="list-style-type: none">住民基本台帳の閲覧等の制限がある被害者情報管理の徹底と、関係各課との連携教育委員会間での関係書類の授受の際は、記録を作成後、速やかにファイルへ綴じ、鍵付きのキャビネットで保管	事業継続	学校給食課
		② 個人情報が適切に取り扱われるよう、職員に対して必要な監督を行います。	【職員研修の実施】 <ul style="list-style-type: none">個人情報の漏えい等に関する研修<ul style="list-style-type: none">目的:当市の個人情報の漏えい等の事案から、漏えい等の原因及び再発防止策等を研究し、同様の事案の発生防止に資する概要:①個人情報等漏えい等事案を総務課に報告した所属の職員18名への集合研修②①以外の所属の職員1名ずつへの自席研修(①を動画配信)新規採用職員研修<ul style="list-style-type: none">目的:市職員として必要な認識・基礎知識を習得し社会人・組織人としての役割と責任を理解する。概要:新規採用職員155名への集合研修個人情報保護制度研修<ul style="list-style-type: none">目的:春日井市個人情報保護条例及び春日井市における個人情報の取扱いに関する指針の解釈及び運用を理解し、特に市役所内部における個人情報の適正な取扱いに資する概要:主任在級1年目職員71名への集合研修	事業継続	総務課
2. 保護体制の充実	15 警察等関係機関との連携	① 警察との連携を強化するとともに、愛知県女性相談センター、愛知県春日井児童相談センターとの連携により、被害者や子ども等の同伴家族、支援者等の安全を確保します。	【他機関との連携】 <ul style="list-style-type: none">DV対策関係機関連絡会議にて、連絡を密にし情報を共有することを確認(書面開催)	事業継続	男女共同参画課
			【他機関との連携】 <ul style="list-style-type: none">子ども・若者総合支援地域協議会要保護児童対策部会での情報共有実務者会議 12回	事業継続	子ども政策課

目標	施策	事業内容	令和2年度事業の実績	令和3年度事業予定 (内容・方向性)	担当課	
3.2 保護体制の充実	15 警察等関係機関との連携	② 被害者が警察への援助の申出や保護命令等を迅速に利用できるよう、情報提供に努めます。	<p>【警察窓口の情報提供】 ・パンフレット(1-1-3参照)等に警察の連絡先を掲載するとともに、各相談窓口(2-2-7①参照)にて、援助の申出等を迅速にできるよう情報提供</p> <p>【警察窓口の情報提供】 ・DV被害者に対し、警察への相談やDV相談について、必要な情報を提供</p>	事業継続	男女共同参画課	
	16 一時保護施設との連携	緊急時においては、一時保護施設と連携するとともに、被害者に関する情報共有を図り、被害者やその子ども等の同伴家族の安全を確保します。	<p>【一時保護施設との連携、被害者の安全確保】 ・保護を依頼する際には、依頼者の情報を的確に伝えるとともに、入所する場合は、加害者の目に触れないよう配慮し、職員2人で対応</p> <p>【一時保護施設との連携、被害者の安全確保】 ・権利擁護連絡会議(書面による)を開催し、関係機関との連携を進めるとともに、早期発見及び早期対応、緊急時における被害者の安全確保等をすることにより、高齢者及び障がい者の権利擁護を図った</p> <p>【一時保護施設との連携、被害者の安全確保】 ・虐待等発生時における障がい者の受け入れに関する協定書を市内の障がい者支援施設を運営する3法人と締結</p> <p>【一時保護施設との連携、被害者の安全確保】 ・DV被害による一時保護施設入所措置者の要請による訪問面接を実施し、被害者の安全のため、生活保護開始決定後に管外で生活基盤を確保できるよう、受け入れ市との調整を行い、被害者には、住民基本台帳の閲覧制限等の申し出を行うよう助言</p> <p>【一時保護施設との連携、被害者の安全確保】 ・県女性相談センターと委託契約を結び、DV被害を受けた母子の一時保護を母子の家で受け入れる体制を整備</p>	事業継続	地域福祉課	
	17 民間団体との連携	民間団体が持つ支援体制やノウハウを活用し、複雑・多様化した被害者のさまざまな問題やニーズに対応できるよう、連携に努めます。	【民間団体との連携】 ・民間団体等の情報を収集し、一時保護等については公的機関と併用しながら実情に応じて被害者支援を実施	事業継続	障がい福祉課	
	18 加害者に対する取組み	被害者保護の観点から、加害者からの相談や加害者に対する働きかけについて国等の動向を把握し、情報を収集します。	【加害者相談への取組み】 ・情報収集に努めた。	事業継続	生活支援課	
					事業継続	子ども政策課
					事業継続	男女共同参画課

基本目標4 被害者の自立支援の充実

目標	施策	事業内容	令和2年度事業の実績	令和3年度事業予定 (内容・方向性)	担当課
4.1 生活再建への支援	19 住宅に関する支援	① 市営住宅や民間住宅等の入居に際し、被害者の実情を考慮し、柔軟に対応します。	【市営住宅等への入居支援】 ・各相談窓口(2-2-7①参照)にて、被害者の状況に応じて、市営住宅の情報を提供 ・民間住宅への入居に際し、契約等の手続きに同行し、住宅の確保に向けた支援を実施(令和2年 実績なし)	事業継続	男女共同参画課
			【市営住宅への入居支援】 ・市営住宅のうち、単身者(一人)向けの住宅募集にDV被害者の申込資格を設け、公募を実施	事業継続	住宅政策課
		② 子どもを同伴する被害者の自立を図るため、母子生活支援施設への入所について支援を行います。	【母子生活支援施設への入所支援】 ・DV被害者等を対象に母子生活支援施設への母子保護を実施 新規入所 1世帯	事業継続	子ども政策課
	20 経済的な支援	① 生活保護、各種貸付等の情報提供や手続きの支援を行います。	【経済的支援制度の活用と情報提供】 ・生活困窮者に対しては生活保護の申請をするなど、関係する部署・機関等と連携を図り迅速に対応 ・緊急時の生活資金について調査・研究し、必要に応じて医療扶助の申請をするなど、関係各課・関係機関と連携しながら、必要な情報提供	事業継続	男女共同参画課
			【経済的支援制度の活用と情報提供】 ・被害者の安全のため、生活保護開始決定後に管外で生活基盤を確保できるよう、受け入れ市との調整を行い、被害者には、移転先での生活再建ができるよう必要な扶助を実施 令和2年度DV面接相談件数 6件、保護申請件数 2件	事業継続	生活支援課
			【経済的支援制度の活用と情報提供】 ・社会福祉協議会の生活福祉資金貸付、母子寡婦福祉資金の貸付等、既存の制度を活用し対応	事業継続	子ども政策課
		② 国民健康保険、母子福祉関連制度、児童扶養手当、就学援助等の各種制度の周知と活用への支援を行います。	【健康保険等の手続き支援】 ・国民健康保険、児童手当などの各種制度の周知を行い、手続きに必要な相談証明書を発行した。また、関係各課と連携をとり情報提供をするとともに、必要に応じて同行支援を実施	事業継続	男女共同参画課
			【健康保険等の手続き支援】 ・被害者(相談者)に対し、国民健康保険加入に関する相談を実施 ・被害者(相談者)に対し、母子・父子家庭医療費及び子ども医療費に関する相談を実施	事業継続	保険医療年金課
			【健康保険等の手続き支援】 ・DVによる一時保護施設入所者については、入所中の最低生活に必要な援護が他法により受けられる。一時保護所を退所し、管外転出による生活基盤の確保のため必要な扶助を実施	事業継続	生活支援課
			【健康保険等の手続き支援】 ・DVで保護した母子に対し、国民健康保険、母子福祉関連制度、児童扶養手当等の各種制度を活用し必要な支援を実施	事業継続	子ども政策課

目標	施策	事業内容	令和2年度事業の実績	令和3年度事業予定 (内容・方向性)	担当課
4	1 生活再建への支援	20 経済的な支援 ② 国民健康保険、母子福祉関連制度、児童扶養手当、就学援助等の各種制度の周知と活用への支援を行います。	【健康保険等の手続き支援】 ・経済的理由等で就学が困難な児童生徒の保護者に対し、就学援助費を支給 対象児童生徒 2,746名 支給金額 214,832,414円 ・高等学校の就学支援金制度や私立幼稚園就園奨励費等、小中学生以外の就学、就園に対する支援制度を確認し、就学援助とあわせて案内 ・経済的理由等で就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学校教育課窓口において、児童扶養手当等の各種制度を案内	事業継続	学校教育課
	21 就労に向けた支援	① 就業支援セミナー等の開催及び情報収集・提供を行います。 ② 就労に必要な技能・資格取得のための講座情報や給付金制度の情報を提供します。 ③ ハローワークと連携し、被害者の状況に応じた就労の情報提供や就労相談などの支援を行います。	【就業支援情報の提供】 ・就業支援セミナー等の開催及び情報収集・提供を実施 【就業支援情報の提供】 ・就労阻害要因のない要保護者について、積極的にハローワークを活用するよう助言指導を実施 【就業支援情報の提供】 ・母子家庭の母等に対し、県母子寡婦福祉連合会等が実施する講座情報を提供 【技能・資格取得支援】 ・講座の開催 簿記3級をめざして(中止) 【技能・資格取得支援】 ・要保護者に対し、就労に必要な技能・資格取得のための講座情報や給付金制度等ハローワークの情報を提供 【技能・資格取得支援】 ・母子家庭の母等に対し、就業に結びつく可能性の高い講座費用の60%相当を支給する自立支援教育訓練給付金、就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格取得を促進する養成訓練学校に通う場合に支給する、高等職業訓練促進給付金の情報を提供 【ハローワークとの連携】 ・就労支援に関する情報を収集し、被害者へ情報提供とともに、必要に応じてハローワークと連携 【ハローワークとの連携】 ・本庁舎内の常設ハローワークと連携し、ハローワーク(国)と福祉事務所(市)による一体的な就労支援を実施 【ハローワークとの連携】 ・市役所2階のハローワークの常設窓口にてひとり親世帯の親を対象に就労相談を実施令和2年度の窓口における相談人数 延べ 127名	事業継続 事業継続 事業継続 事業継続 事業継続 事業継続 事業継続 事業継続 事業継続	男女共同参画課 生活支援課 子ども政策課 男女共同参画課 生活支援課 子ども政策課 男女共同参画課 生活支援課 子ども政策課
	22 同行支援の実施	関係各課・関係機関等への手続きが円滑に進むよう、必要に応じて同行支援を行います。	【関係機関における手続き支援】 ・被害者の負担を減らし、手続きが円滑に進むよう、関係各課、関係機関等への同行支援を実施	事業継続	男女共同参画課

目標	施策	事業内容	令和2年度事業の実績	令和3年度事業予定 (内容・方向性)	担当課
4.2 心の回復への支援	23 医療機関等の情報提供	メンタルヘルス相談やカウンセリング等心理的なケアが必要な場合は、医療機関に関する情報を提供します。	【窓口の情報提供】 ・市が保有している病院等の情報を必要に応じて提供 市内のメンタルヘルス相談 春日井保健所メンタルヘルス相談	事業継続	男女共同参画課
			【メンタルヘルス相談】 ・精神科医師(面談) 11件(女性5件、男性6件) ・臨床心理士(面談) 18件(女性12件、男性6件) ・精神保健福祉士等による随時相談(面接・電話) 151件(女性116件、男性35件)	事業継続	健康増進課
3. 子どもへの支援	24 自助グループの情報提供	被害者の孤立を防ぎ、地域での自立につなげるために、自助グループの情報を提供します。	【情報提供】 ・他市等が行う、相談窓口・講座等の情報を提供 ・支援が必要な人に対しては、DV防止啓発講座受講生による、サポートグループ(DVを受けた体験や悩みをもつ女性たちが集い、自由に語り合える場)への参加促進	事業継続	男女共同参画課
3. 子どもへの支援	25 就園・就学への支援	① 就園・就学及び転校にあたっての配慮や各種制度の案内、手続きの支援を行います。	【就園、就学手続き支援の実施】 ・各相談窓口(2-2-7①参照)にて、被害者の同伴家族である子どもの就園・就学及び転校に関して、関係機関と情報を共有し、必要な証明を発行するなど連携	事業継続	男女共同参画課
			【就園、就学手続き支援の実施】 ・他機関(児童相談所、市担当課等)と連携し、被害者の自立に必要と認められる場合は速やかに入園・転園の許可をする等、柔軟な審査を実施	事業継続	保育課
			【就園、就学手続き支援の実施】 ・住民登録の異動が困難な家庭に対し、校区外通学、区域外就学の対応を実施	事業継続	学校教育課
		② 被害者と同居する子どもの就園・就学について、関係各課・関係機関と情報の共有を図ります。	【情報共有】 ・毎月開催される「春日井市子ども若者総合支援地域協議会 要保護児童対策部会実務者会議」に出席し、情報を共有	事業継続	男女共同参画課
3. 子どもの心理的ケア	26 子どもの心理的ケア	① 保育士や教員、スクールカウンセラー等、保育、教育関係者に対し、DVに関する特性や制度、配慮すべき事項について周知します。	【情報共有】 ・他機関(児童相談所、市担当課等)と連携し、被害者と同居する子どもの就園・就学について情報を共有	事業継続	保育課
			【情報共有】 ・保護者から相談を受けた場合、すぐに記録に残し、その内容を学校の校長または教頭へ報告。また、一連のやり取りについて、担当内で回覧し情報を共有	事業継続	学校教育課
			【教育関係者への周知】 ・「春日井市子ども若者総合支援地域協議会 要保護児童対策部会実務者会議」への出席 4-3-25②参照 ・新規採用職員後期研修 日 時 12月16日(水) 講 師 男女共同参画課職員 受講者 85名 (女性49名 男性36名) ・第5部(DV被害者支援)研修 (中止) 3-1-14①参照	事業継続	男女共同参画課
			【教育関係者への周知】 ・春日井市子ども若者対策地域協議会 要保護児童対策部会実務者会議に毎月参加。園長会議・主任保育士会議・特別支援保育会等を毎月開催し、連携及び情報交換	事業継続	保育課

目標	施策	事業内容	令和2年度事業の実績	令和3年度事業予定 (内容・方向性)	担当課
4.3 子どもへの支援	26 子どもの心理的ケア	① 保育士や教員、スクールカウンセラー等、保育、教育関係者に対し、DVに関する特性や制度、配慮すべき事項について周知します。	<p>【教育関係者への周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般教員向けに、「カウンセリング技術向上研修会」を実施し、DVについての視点や対応についての研修を実施 ・初任者教員向けに、「アンガーマネジメント研修」を実施し、保護者や子どもの心理的ケアについて研修 	事業継続	学校教育課
		② DVの目撃者となった子どもに対し、愛知県春日井児童相談センター、スクールカウンセラー等と連携し、子どもの心理的ケアを実施します。	<p>【子どもへの心理的ケアの実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者の一時保護の際に、必要に応じて連携 ・DV対策関係機関連絡会議(書面開催)で、情報共有 <p>【子どもへの心理的ケアの実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV被害世帯の児童について、児童相談センターや母子生活支援施設と連携し、児童心理士や心理カウンセラー等による心理的ケアを実施 <p>【子どもへの心理的ケアの実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育課に所属するスクールソーシャルワーカーが児童相談センターと連携し、問題を抱えた家庭の子どもや保護者の心理的ケアを実施 	事業継続	男女共同参画課
				事業継続	子ども政策課
				事業継続	学校教育課
4. 高齢者、障がい者への支援	27 高齢者、障がい者への支援	被害者のニーズに応じた福祉施策を活用し、関係部署・機関等との連携を取りながら支援を行います。	<p>【福祉施策を活用した支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談状況に応じ、関係部署・機関等と連携 	事業継続	男女共同参画課
			<p>【福祉施策を活用した支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者への支援として、養護老人ホームへの入所措置、特別養護老人ホーム等への措置、生活支援ショートステイの利用、個別ケースへの相談対応などを実施 ・地域包括支援センター、生活支援課、男女共同参画課、女性相談センター、春日井警察署など、関係機関と連携 ・地域包括支援センターが窓口となり必要機関に情報提供やサービスに結び付けるなど対応 	事業継続	地域福祉課
			<p>【福祉施策を活用した支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業を基幹相談支援センター及び障がい者生活支援センターに委託し、日常生活の相談や福祉サービスの利用援助など必要に応じた支援を実施 	事業継続	障がい福祉課
	28 外国人への支援	国際交流に関わる情報を提供します。	<p>【外国人支援に実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際交流に関わる情報を収集し、必要に応じて相談者に情報を提供 ・外国語版啓発資料の作成、配布 2-4-12参照 <p>【外国人支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多言語に翻訳された各種行政資料を国際交流ルームへ配架し、情報を提供 	事業継続	男女共同参画課
				事業継続	市民活動支援センター

基本目標5 関係機関等との連携強化

目標	施策	事業内容	令和2年度事業の実績	令和3年度事業予定 (内容・方向性)	担当課
5	1 職員等に対する研修の充実	29 DVに対する正しい理解のための研修の実施	【職員への研修の実施】 ・新規採用職員研修の実施 4-3-26①参照 ・DV実務者会議 書面開催	事業継続	男女共同参画課
			【職員への研修の実施】 ・新規採用職員後期研修 日 時 12月16日(水) 講 師 男女共同参画課職員 受講者 85名 (女性49名 男性36名) ・第5部(DV被害者支援)研修 (中止)	事業継続	人事課
			【職員への研修の実施】 各校生徒指導担当者を対象にDVやDV被害者についての理解を深め、適切な対応について学ぶ研修を行う。(中止)	事業継続	学校教育課
2 庁内の連携体制の強化	30 関係各課との連携	① 「DV対策連絡会議」を定期的に開催し、事例検討や課題解決を図るとともに、被害者が速やかに安心して情報提供と支援が受けられるよう、関係各課との連携を図ります。	【関係各課との情報共有、連携】 ・DV対策連絡会議の実施 書面開催	事業継続	男女共同参画課
		② 危険から逃れてきた被害者の情報について、必要となる担当窓口へ速やかに情報提供を行います。	【関係各課への情報提供】 ・必要に応じて関係各課と調整し、情報を提供	事業継続	男女共同参画課
		③ 複雑・多様化している被害者の状況に対応するため、関係各課で情報を共有し、組織的な対応ができるよう、ケース会議を開催し、一層の連携を図ります。	【ケース会議の実施】 ・関係各課で情報を共有し、必要な場合はケース会議を開催して連携	事業継続	男女共同参画課
		④ 関係職員が適切な対応ができるよう、相談時の対応や関係機関との連携・流れを明記したマニュアルを活用し、被害者支援の充実を図ります。	【連携、マニュアルを活用した被害者支援の実施】 ・相談時の対応や関係機関との連携・流れを明記したマニュアルに基づき、円滑な支援を実施 【連携、マニュアルを活用した被害者支援の実施】 DV対策連絡会議(書面開催)に出席し、関係各課と情報を共有	事業継続	男女共同参画課 広報広聴課

目標	施策	事業内容	令和2年度事業の実績	令和3年度事業予定 (内容・方向性)	担当課
5 2 庁内の連携体制の強化	30 関係各課との連携	(4) 関係職員が適切な対応ができるよう、相談時の対応や関係機関との連携・流れを明記したマニュアルを活用し、被害者支援の充実を図ります。	【連携、マニュアルを活用した被害者支援の実施】 ・住民基本台帳事務に係る支援措置に関するマニュアルの整備をし、マニュアルに沿って対応 ・必要に応じて関係各課と情報を共有し、適切な対応に努める	事業継続	市民課
			【連携、マニュアルを活用した被害者支援の実施】 ・DV被害者等市外住基登録者の国保加入対応マニュアルに沿って運用	事業継続	保険医療年金課
			【連携、マニュアルを活用した被害者支援の実施】 DV対策連絡会議への出席(課内で情報共有)	事業継続	健康増進課
			【連携、マニュアルを活用した被害者支援の実施】 ・介護・高齢福祉課、生活支援課、障がい福祉課、男女共同参画課、女性相談センターなど、必要に応じて電話、協議等を行い、関係各課と連携 ・作成された高齢者虐待防止マニュアルに基づき、高齢者虐待の通報に対し、適切に対応	事業継続	地域福祉課
			【連携、マニュアルを活用した被害者支援の実施】 ・適宜、対応マニュアルを見直しを実施 ・必要があれば、関係機関と連携し、問題を解決	事業継続	障がい福祉課
			【連携、マニュアルを活用した被害者支援の実施】 ・面接相談でDV被害の申し出があった場合の対処において、男女共同参画課、子ども政策課との連携について研修を通じ周知を図り、迅速に対処する体制を整備	事業継続	生活支援課
			【連携、マニュアルを活用した被害者支援の実施】 ・DV対策連絡会議等で関係部署と連携	事業継続	子ども政策課
			【連携、マニュアルを活用した被害者支援の実施】 ・他機関(児童相談所、市担当課等)と連携し、被害者の自立に必要と認められる場合は速やかに入園・転園の許可をする等、柔軟な審査を行うためのマニュアルづくりを検討	事業継続	保育課
			【連携、マニュアルを活用した被害者支援の実施】 ・DV対策連絡会議や研修に出席し、関係機関と連携や相談時の対応について確認	事業継続	住宅政策課
			【連携、マニュアルを活用した被害者支援の実施】 ・「DVマニュアル」に基づいて、適切に対応	事業継続	学校教育課
3 関係機関・民間団体等による協力及び連携体制の強化	31 関係機関・民間団体等による協力及び連携体制の強化	(1) 被害者が関係する自治体との連携を十分に図って支援を行います。 (2) 「DV対策関係機関連絡会議」を開催し、事例検討や取組み課題の解決を図るとともに、さらなる協力・連携の強化を図ります。 (3) 被害者支援に関わる人材の養成に努めるため、関係機関・民間団体等と協力・連携します。	【他自治体との連携】 ・支援が市をまたぐ場合は、関係する自治体に情報を提供し、切れ目のない支援を実施	事業継続	男女共同参画課
			【他機関との連携】 ・DV対策関係機関連絡会議の実施 書面開催	事業継続	男女共同参画課
			【他機関との連携による人材育成】 ・DV防止啓発講座の実施 1-1-2①参照 ・民間団体が主催する研修(中止)	事業継続	男女共同参画課